

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>(4)「東京問題」への対応</p>	<p>⑥農山漁村における定住条件の整備と都市との交流促進</p> <p>①世界的な金融・情報センターとしての東京の諸機能の整備</p> <p>②東京圏の整備</p> <p>③東京からの機能分散</p>	<p>○ 農村地域工業導入促進法の改正 (63. 6. 18 施行) 農村地域における就業機会の一層の拡大を図るため、導入対象業種への道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の追加等。</p> <p>○ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の制定 (元. 9. 11 施行) 都市との交流を通じ農村地域の活性化を図る等の観点から、地方公共団体、農業協同組合が都市住民等に対し農地の貸付けを行う場合の農地法等の特例措置等。</p> <p>○ 市民農園整備促進法の制定 (2. 9. 20施行) 都市住民等の市民農園に対するニーズに応えるとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の活性化を図るため、市民農園の整備を適正かつ円滑に推進する措置等。</p> <p>○ 東京臨海部、みなとみらい21、幕張等の地域において、民活法等に基づき各種施設の整備を推進。</p> <p>○ 千葉業務核都市基本構想承認 (3. 3. 19) 多極分散型国土形成促進法に基づき千葉業務核都市の基本構想を承認。</p> <p>○ 事務所移転促進融資制度の創設 (2年度～) 日本開発銀行等の融資制度により東京都区部からの事務所の移転を促進。</p> <p>○ 国の行政機関等の移転について (63. 7. 19 閣議決定) 東京都区部に所在する行政機関等 (移転の対象となる機関：79機関と自衛隊の11部隊等) の移転に関する基本方針を決定。</p> <p>○ 国の行政機関等の移転先地等について (元. 8. 24 国の機関等移転推進連絡会議とりまとめ) 移転対象機関のうち新築・移転間もない3機関を除き、移転先地等とりまとめ。その後税関研修所、宇宙科学研究所移転完了。18機関11部隊等用地修得、建設工事等に着手。</p>

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>④東京に現存する行政機能の一括移転についての検討</p>	<p>○ 首都機能移転問題を考える有識者会議の発足（2.12） 「国会等の移転に関する決議」（2.11）を受け首都機能及び政府中枢機能の移転に関する諸問題について国民的合意の醸成を図るためを検討。</p> <p>○ 首都機能移転問題に関する懇談会の発足（2.1） 首都機能移転問題についての各界の有識者に意見を求めることにより、同問題に関する国民的議論の動向を把握するため同懇談会を発足。</p>

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
III. 対外不均衡の是正と世界への貢献	<p>①効率的・計画的な防衛力の整備</p> <p>②国際平和の維持等への積極的な貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日米構造問題協議 日米両国でマクロ経済政策協調を補完するものとして、貿易と国際収支の調整の上で障壁となっていると考えられる構造的問題を互いに議論し合い、両国で構造問題に取り組むために協議を開催し、平成2年6月に最終報告を取りまとめ。 日本側措置として(1)貯蓄・投資パターン、(2)土地利用、(3)流通、(4)排他的取引慣行、(5)系列関係、(6)価格メカニズムの6分野について合意、米側措置として、貯蓄・投資パターン等7分野について合意。 日本側措置について閣議了解。(2.6.25) ○ 日米構造問題協議フォローアップ第1回年次報告の取りまとめ 日米両国の構造問題協議に係る措置の実施状況につき日米が協同でレビューし、第1回年次報告書を取りまとめ、閣議報告(3.5.24) ○ 中期防衛力整備計画(平成3年度～平成7年度)の策定(2.12.20安全保障会議及び閣議決定) 「中期防衛力整備計画」(60.9.18国防会議及び閣議決定)の実施により、「防衛計画の大綱」(51.10.29国防会議及び閣議決定)に定める防衛力の水準がおおむね達成される状況を踏まえ、また、最近における国際情勢の変化等を勘案しつつ、「防衛計画の大綱」の基本的考え方の下、これに定める防衛力の水準の維持に配慮して、効率的で節度ある防衛力の整備に努めることとして策定。 ○ 湾岸地域における平和回復活動に対する我が国の支援 湾岸地域における平和回復活動に対する協力として、湾岸平和基金への拠出等(110億ドル相当)を実施。 ○ ペルシャ湾への掃海艇等の派遣(3.4.24安全保障会議及び閣議決定) 自衛隊法第99条の規定に基づき、我が国船舶の航行の安全を確保するために、ペルシャ湾における機雷の除去及びその処理を行わせるため、海上自衛隊の掃海艇等をこの海域に派遣。この措置は、船舶の航行の安全の確保及び被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的な国際貢献策の一つとして、意義を有するもの。

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>1. 対外不均衡の是正 (1)市場アクセスの一層の改善</p>	<p>市場開放問題苦情処理推進本部（OTO）の機能の一層の活用</p> <p>①関税の引下げ・撤廃</p>	<p>○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案の国会提出（3.9.19） この法律案は、 ① 国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備すること ② これらの活動に対する物資面での支援を行うための措置を講ずること等により、我が国として ① 国際連合平和維持活動 ② 国際連合が行う決議又は人道的活動に従事する国際機関からの要請を受けて行われる人道的な国際救援活動に適切かつ迅速に協力することを目的。</p> <p>○ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案の国会提出（3.9.19） この法律案は、 ① 自衛隊の部隊等に国際緊急援助活動を行わせることができるようにすること ② 国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な物資を自衛隊の部隊等により及び海上保安庁の船舶又は航空機を用いて輸送することができるようにすること 等により、我が国として国際緊急援助活動の一層の充実を図ることを目的。</p> <p>○ ・OTO諮問会議への外国人特別委員の参加、基準、認証、検査に関するレビューの実施、OTO諮問会議委員及び苦情処理特別委員と在日外国商工会議所会員との意見交換会の継続的实施等の「OTOの機能強化について」を決定。（2.8.13） ・苦情受付・処理体制の強化、上記レビューで提起された課題への対応等の実施を図る「当面のOTOの活動について」を決定。（3.6.27）</p> <p>○ ウルグアイ・ラウンドにおける市場アクセス交渉において、鉱工業製品の平均34%の関税率カットを内容とするオファーを提示。（2.3）加えて、熱帯産品のオファー及び約3,200品目にわたる鉱工業製品の関税を、主要供給国とともに撤廃する、関税相互撤廃提案。（2.10）</p>

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>②輸入制限の緩和</p> <p>③基準・認証、輸入プロセス</p> <p>④建設市場への参入機会の拡大</p> <p>⑤製品輸入の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物市場アクセスの改善 (Ⅱ. 1. (2)⑤参照) ○ 日米構造問題協議最終報告(2. 6)において表明した輸入関係手続の適正化、迅速化に関する諸措置を順次実施。 (海上貨物通関情報処理システムの導入(3. 10)等) ○ 埠頭整備資金貸付金事業として行う外貿コンテナターミナルの整備に対する無利子貸付金比率の引き上げ(10%~20%)及び貸付金事業における対象施設の規模の拡大(コンテナヤードの奥行350m~500m)を認可。(3年度~) ○ 外国企業に対する特別措置が、外国企業の日本建設市場へのアクセスを十分容易にするとの所期の目的に役立っているか否かに関して、90年5月から91年6月まで日米間で、レビューを実施し、対象プロジェクトの追加等の追加的措置。 ○ 輸入を増加した企業に対し、その輸入増加額の一定割合を税額控除等する「製品輸入促進税制」の創設(2年度税制改正) ○ 輸入の拡大、円滑化に関連する一般的な要望、意見をとりまとめるため、貿易会議の中に外国事業者も含めた官民合同の「輸入協議会」を設置し、3年4月に第1回会合を開催。 ○ 諸外国の輸出拡大努力への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・輸入拡大の観点から米国の「ジャパン・コーポレート・プログラム」を支援。 ・英国の「オポチュニティ・ジャパン」及びそれに続く「プライオリティ・ジャパン」キャンペーンを支援するため、英国市場協議会(我が国の商社、流通企業、メーカー等から成る日英間の経済交流を促進するための任意団体)内にタスクフォースを設置。(63. 9. 9及び3. 6. 13) ○ 独占禁止法の厳正な運用 (Ⅰ. 3. (1)④参照)

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>(2)海外直接投資の推進</p> <p>2. 世界への貢献 (1)貿易・直接投資を通じる貢献</p> <p>(2)経済協力の拡充</p>	<p>①海外投資保険制度の活用</p> <p>①アジア太平洋地域協力の推進</p> <p>①ODAの量的拡充</p> <p>②ODAの質的改善 (無償資金協力)</p>	<p>○ 海外投資保険制度の運用を弾力化。(元. 6. 1) 現在保険引受けを停止または制限している国であっても、当該国の経済開発に資する一定の案件については、ケース・バイ・ケースで保険引き受けの実行等。</p> <p>○ 第1回及び第2回アジア太平洋経済協力閣僚会議をそれぞれオーストラリア(元. 11. 6~7)、シンガポール(2. 7. 30~31)において開催。 ・第3回(3. 11. 12~14、韓国)、第4回(平成4年、タイ)、第5回(平成5年、米国)の開催予定。 ・今後、貿易自由化及び経済問題といった政策的議論を進めていくこと及び具体的プロジェクトの実現に向けて推進予定。</p> <p>○ 政府開発援助の第4次中期目標の設定(63. 6) ・1988年から1992年の5ヵ年間のODA実績総額を過去5ヵ年間の倍500億ドル以上とするよう努力。</p> <p>○ 63年ODA実績は91億ドル(前年比ドルベース23%、円ベース9%増) 対GNP比率0. 32% 元年ODA実績は90億ドル(前年比ドルベース-2%、円ベース6%増) 対GNP比率0. 31% 2年ODA実績は92億ドル(前年比ドルベース3%、円ベース8%増) 対GNP比率0. 31%</p> <p>○ 63年度ODA事業予算は1兆3487億円(前年度比8. 8%増) 元年度ODA事業予算は1兆3698億円(前年度比1. 6%増) 2年度ODA事業予算は1兆4494億円(前年度比5. 8%増) 3年度ODA事業予算は1兆5295億円(前年度比5. 5%増)</p> <p>○ 元年度よりLLDC(後発発展途上国)に対する債務救済無償援助を拡大。(従来の1977年度以前に締結されたものから対象を1978~87年度末までに拡大)</p> <p>○ 2年度から3年間で新たに6億ドル程度の経済構造改善努力支援無償援助(ノン・プロジェクト無償)をアフリカ諸国等に対し継続・拡充することを表明。(89. 7、アルシュ・サミット)</p>

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>(有償資金協力)</p> <p>③多様な援助の需要への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発途上国への小規模無償資金協力制度の創設(元年度～) 元年度より開発途上国において地方公共団体、研究・医療機関、NGO(民間援助団体)等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対して直接資金協力を行う制度として小規模無償資金協力制度を導入。 ○ プロジェクトへの有償資金協力方法 元年度から内貨コスト割合の高いプロジェクトに対応するためプロジェクトの外貨分金額か、総コストの一定割合のどちらか高い方を供与限度額とする「融資比率方式」を導入。 ○ 一般アンタイド化の推進(90年度シェア84.4%、交換公文締結ベース) ○ 1989年度から3年間に環境分野に対するODAを3000億円程度を目途として拡充・強化に努める旨表明(89.7、アルシュ・サミット) ○ 元年度よりNGOに対する事業補助金制度を導入、推進 ○ 東欧の市場経済移行、民主化を支援するため、ポーランドへの円借款の供与(1.5億ドル)を始め、輸銀融資、技術協力など総額約34億ドルの支援を表明 ○ 3年4月にソ連との間で「ソ連に関する技術的支援に関する協定」を締結 ○ 3年10月に輸銀融資、貿易保険など総額約25億ドルの対ソ支援策を表明 ○ 中東周辺国(エジプト、トルコ、ジョルダン)に対する支援のため、20億ドル程度のODAを供与(2.9閣議決定) ○ 環境への技術以外の支援 環境技術支援に係わる人材育成、研究協力等の総合的支援(グリーン・エイド・プラン)の推進。また、持続的な開発を図る観点から環境配慮プロジェクト形成調査を2年度から実施。

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>(3)発展途上国への資金還流の促進</p>	<p>(連携型経済協力)</p> <p>④援助実施体制の強化</p> <p>①累積債務問題解決のための途上国への資金還流を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際協力事業団（JICA）、および海外技術者研修協会（AOTS）の研修事業として第3国研修を実施 ○ 開発援助プロジェクトへの環境配慮 開発援助プロジェクトへの環境配慮の組入れを効果的に実施するため、海外経済協力基金(OECF)において、元年11月に環境配慮のためのガイドラインを公表。国際協力事業団(JICA)においても、ダム、道路等の事業分野別ガイドラインを作成中。（一部作成済） ○ 国別経済協力指針策定のための調査を2年度から開始 ○ 経済発展段階別の経済協力指針充実のため、経済協力シンポジウムを2年度から、二国間セミナーを3年度からそれぞれ開催 ○ アジア諸国の外貨獲得産業の育成を図るため、新アジア工業化総合協力プラン（ニュー・エイド・プラン）を推進 ○ 援助専門家育成 援助専門家の育成事業の推進及び援助関連の高等教育研究機関の推進母体として2年4月に国際開発高等教育機構（FASID）が設立されるとともに開発援助人材育成振興委託費を計上。また、2年10月にアジア経済研究所に開発スクール（IDEAS）を開設。 ○ 資金還流措置の拡充（89.7 アルシュ・サミット） 「87年から3年間 300億ドル以上」とする従来の資金還流措置を、その進捗状況を踏まえて「従前の3年間を含む5年間 650億ドル以上」に拡充。拡充された措置のなかで 100億ドル以上を用途とするアンタイト資金を新債務戦略適用国に対し、供与する旨表明。 同 650億ドル以上の資金還流措置の進捗率（コミットメント・ベース）は72.4%（91.6末日）。なお、新債務戦略適用国については、メキシコ・フィリピン・ヴェネズエラに対する供与を具体化。

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>(4)国際通貨体制の安定への貢献と金融・資本市場の自由化・国際化</p>	<p>②貿易保険の機能の活用を図る</p> <p>①国際通貨体制の安定への貢献</p> <p>②短期金融市場の整備・拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元年度から貿易保険の引受を弾力化、現在までに約1兆円の案件について、引受を受諾(3.8) ○ 貿易保険審議会中間報告「新たな局面を迎えた累積債務問題と貿易保険」(3.6.10) 債務削減等新たな局面を迎えた累積債務問題における資金還流を促進する貿易保険の役割と運営基盤強化の必要性を提言。 ○ 「(株)日本国際協力機構」の支援 官民協力による発展途上国への民間資金の還流を図るとの目的のもとに、経団連が中心となって元年4月に設立された「(株)日本国際協力機構」(JAIDO)に対し、OECDからの20億円出資等を通じた政策的支援を実施。 ○ IMFの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ IMFの出資総額を50%増やす内容の第9次増資決議(1990年6月総務会採択)について、所要の法律を改正・同意通告完了。(3.4.26)(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律) ・ IMF協定の第3次改正(1990年6月総務会採択)について、閣議決定、国会での批准を経て同改正の受諾通知を完了。(3.4.29)(第3次協定改正は、協定上の義務の不履行を続けている国に対して、その投票権の停止を行うことを可能とするものであり、債務履行遅滞の改善を通じてIMFの資金基盤の強化を図るもの) ○ 国内CP市場の見直し(発行適格企業拡大等)(63.12、2.2、3.4) ○ 無担コール市場における1~6月物の新設(63.11)、7月~1年物の新設(元.4) ○ 有担コール市場におけるオファービット制の導入(2.11) ○ 短期国債(TB)発行の弾力化(3カ月物の発行(元.9.)、最低取引単位の引下げ(5,000万円→1,000万円)(2.4)、月2回発行体制の導入(2.7)) ○ 短期国債(TB)の発行残高の拡大

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>③社債発行市場における市場慣行の見直し等</p> <p>④金融機関の自己資本充実</p> <p>⑤リスク・ヘッジ手段の整備・拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業内容開示制度の改善(63. 11、2. 11) ○ 社債発行市場の活性化(適債基準の緩和(63. 11、2. 11)、発行限度額の緩和(3. 4)) ○ B I S 規制 国際決済銀行(B I S)銀行規制監督委員会「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」を発表(63. 7)、これに基づき平成4年度末までに自己資本比率8%以上を目的とするなどを内容とする大蔵省通達を発出。(63. 1) ○ 超長期(20年物)国債先物取引開始(63. 7) ○ 米国財務省証券(T-BOND)20年物の先物取引開始(元. 12) ○ 金融先物取引開始(元. 6、東京金融先物取引所) 日本円短期金利先物、米ドル短期金利先物、日本円・米ドル通貨先物について取引を開始。 ○ 米ドル・日本円通貨先物取引開始(3. 2) ○ 日本円短期金利先物オプション取引開始(3. 7) ○ 株価指数先物取引開始 ・大証--日経平均株価(225種)先物(63. 9) ・東証--東証株価指数(TOPIX)先物(63. 9) ○ 株価指数オプション取引開始 ・大証--日経平均株価(225種)オプション(元. 6) ・名証--オプション25株価指数オプション(元. 10) ・東証--東証株価指数(TOPIX)オプション(元. 10) ○ 国債先物オプション取引開始(2. 5)